

議案第 5 号

狭山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び狭山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(狭山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第 1 条 狭山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 (平成 7 年条例第 1 6 号) の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(超勤代休時間)

第 8 条の 3 任命権者は、狭山市一般職の職員の給与に関する条例 (昭和 2 9 年条例第 2 1 号。以下「給与条例」という。) 第 1 4 条第 3 項の規定により超過勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間 (以下「超勤代休時間」という。) として、規則で定める期間内にある第 3 条第 2 項、第 4 条又は第 5 条の規定により勤務時間が割り振られた日 (以下「勤務日等」という。) (第 1 0 条第 1 項に規定する休日及び代休日を除く。) に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により超勤代休時間を指定された職員は、当該超勤代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第 1 0 条第 1 項中「第 3 条第 2 項、第 4 条又は第 5 条の規定により勤務時間が割り振られた日 (以下この項において「勤務日等」という。) 」を「勤務日等」に、「 (休日) 」を「 (第 8 条の 3 第 1 項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等及び休日) 」に改める。

第 1 5 条第 3 項中「狭山市一般職の職員の給与に関する条例 (昭和 2 9 年条例第 2 1 号) 」を「給与条例」に改める。

(狭山市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 狭山市一般職の職員の給与に関する条例 (昭和 2 9 年条例第 2 1 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 中「平成 7 年条例第 1 6 号」の次に「。以下「勤務時間条例」という。」を加える。

第 7 条第 4 項中「狭山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」を「勤

務時間条例」に改める。

第14条第3項中「前2項」を「前各項」に、「狭山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」を「勤務時間条例」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項の次に次の3項を加える。

- 3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第16条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 4 勤務時間条例第8条の3第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第16条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。
- 5 第2項に規定する市規則で定める時間に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

第17条第3項中「狭山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」を「勤務時間条例」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

平成 2 2 年 2 月 2 4 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

国の一般職の職員の勤務条件の変更にかんがみ、一般職の職員の超過勤務手当の支給割合を改定するとともに、超過勤務手当の支給に代わる代休制度を設けたいので、この案を提出するものである。